

税制改正の
あらまし

法人会

平成31年度版 **速報版** (抜粋)

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率(年800万円以下の所得金額)について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
	所得金額が年800万円超	所得金額が年800万円以下	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	23.2%	19%	15%

適用時期
平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置(1台160万円以上) ・ 測定工具及び検査工具(1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・ 一定のソフトウェア(一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上) ・ 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・ 内航船舶(取得価格の75%が対象)
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 ・ 資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

(注) 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

適用時期
平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(10%)

が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期
平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

適用時期
改正中小企業等経営強化法の施行の日から平成33(2021)年3月31日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

2 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

(1) 特別試験研究費に係る税額控除制度(オープンイノベーション型)

オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%(現行:5%)に引き上げられます。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)

総額型について、税額控除率が見直された上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられます。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増す措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(高水準型)

高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されます。

適用時期
平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

Ⅱ 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋（一定の耐震基準を満たしたもの）や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大3,000万円を控除することができる制度です。

これまで、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成35(2023)年12月31日まで4年間延長されます。

被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと

被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外が居住の用に供していないこと

適用時期

平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

2 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限あり）。

改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、次の要件に適合する自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するように見直されます。

寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
返礼品は、返礼割合が3割以下で地場産品

適用時期

平成31(2019)年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

Ⅲ 相続税・贈与税関係

1 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	・被相続人の特定事業用資産（不動産貸付事業等を除く） 宅地（面積400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	・特定事業用資産の課税価格の100%
相続人の要件（認定相続人）	・承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	・平成31年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの間に都道府県に提出
継続届出書	・税務署長に相続税の申告期限から3年毎に提出

適用時期

平成31年1月1日から平成40(2028)年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地（400㎡まで）について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

改正案では、いきすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）については、その対象から除外されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、以下の措置が講じられます。

贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が18歳以上（現行：20歳以上*）に引き下げられます。

一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6カ月以内にその状態が解消されたときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付資料が不要となる等の手続の簡素化が図られます。

*「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴

い、税制上の年齢要件についても見直されます。

適用時期

①の改正は、平成34(2022)年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。
 なお、②、③の適用時期については、現時点(平成31年2月7日現在)では明らかになっておりませんので、今後の動向にご留意ください。

等に係る再建住宅の場合は、借入金年末残高の上限や建物購入価格の上限は、5,000万円となります。

住宅借入金等特別控除の概要

【現行】(1~10年目)

住宅区分	税制措置
一般住宅	住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% (居住年により、住宅借入金等の年末残高の限度額が異なります)

【改正案】(11~13年目) 1~10年目は現行制度が適用されます。

住宅区分	税制措置
一般住宅	①住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1% ②建物購入価格(税抜4,000万円を限度)×2%÷3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	①住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1% ②建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	①住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% ②建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3

(注)、のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

適用時期

消費税率10%の住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

IV その他

1 消費税率の引き上げに伴う対応

平成31(2019)年10月の消費税率10%への引き上げに際し、経済に影響を及ぼすことがないように、自動車と住宅に関する税制上の支援措置が講じられます。

(1) 自動車に係る措置

消費税率引き上げ後に購入した新車から、小型乗用車を中心に、自家用乗用車(登録車)に係る自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。

また、消費税率が引き上げられる10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されますが、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年9月30日までの間に自家用乗用車(登録車および軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

自動車税の税率引き下げ

税率区分	引き下げ幅
660cc 超1,000cc 以下	4,500円/年
1,000cc 超1,500cc 以下	4,000円/年
1,500cc 超2,000cc 以下	3,500円/年
2,000cc 超2,500cc 以下	1,500円/年
2,500cc 超	1,000円/年

適用時期

平成31(2019)年10月1日以後に取得する自家用乗用車について適用されます。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

住宅借入金等特別控除は、個人が住宅借入金等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等を行い、一定の要件を満たした場合、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高(一般住宅の場合は4,000万円が限度)の1%を10年間、税額控除が適用できる制度です。

改正案では、個人が消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住した場合、住宅借入金等特別控除の控除期間が現行の10年間から13年間に3年間延長されます。

なお、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の範囲で控除額の上限が設けられ、住宅借入金等の年末残高(4,000万円(注)を限度)の1%、建物購入価格(税抜4,000万円(注)を限度)の3分の2%、のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

(注)長期優良住宅、低炭素住宅、東日本大震災の被災者

2 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化を踏まえ、特別法人事業税(仮称)特別法人事業譲与税(仮称)が創設されます。

特別法人事業税(仮称)

消費税率10%段階において、法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約30%)が分離され、特別法人事業税(仮称)(国税)とされます。

特別法人事業譲与税(仮称)

特別法人事業税(仮称)の税収(全額)が都道府県に譲与されます。人口を譲与基準として、不交付団体に対して譲与制限の仕組みが設けられます。

適用時期

①の改正は、平成31(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から、②の改正は、平成32(2020)年度から適用されます。

* このパンフレットは、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱等に基づいています。



皆さん
こんにちは♪

富士コーポレーション(株)
東筑摩郡山形村

藤野 健二 氏

『楽しく、ワクワクするために』

今回ご紹介するのは、山形村にございます富士コーポレーション(株)代表取締役社長の藤野健二さんです。富士コーポレーション

さんは、昭和18年に創業、昭和37年4月に法人化し、建築副資材・塗料・接着剤・補修剤・農業資材・DIY用材・家庭雑貨・建築雑貨・OA機器・事務機器等の卸販売をされています。

3代目社長の藤野さんは7年前にお父様から代を引き継ぎました。営業・経理・仕入など幅広くこなしており、長野県全域はもとより、北信越、東海地方、関東、南東北まで広いエリアのお客様のニーズに応えるため日々奮闘されています。ご自身の信念とする『楽しく仕事をし、ワクワクする為にはどうすればいいのかを考え、行動すること』をモットーに社員の皆さんと共に厳しい今を生き抜いていきたいと力強く話して頂き私も頑張らねばとパワーを頂きました。最後に藤野さんの座右の銘をお聞きしたところ、『不思議なことは何もない』とのこと。知らないから不思議なのであり常に勉強・探求心を持っていれば不思議なものもなくなるという意味だそうです。バイタリティ溢れる藤野さんの益々のご活躍を期待します。

(深澤和紀編集委員)



頑張ってます!!

『音楽には人を幸せにする力があるんです♪』

蔵studio三谷
松本市内田

三谷 明日菜さん

松本市内田の見晴らしの良い高台にあります『蔵

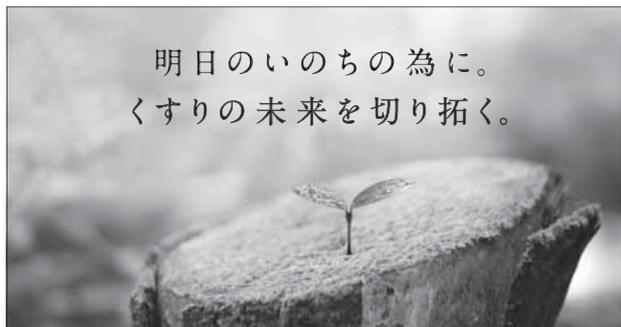
studio三谷』で三谷明日菜さんにお話を伺いました。こちらのスタジオは、三谷さんのお母様(歌手・ボイストレーナー)の三谷乃子さんが2010年に自宅の蔵を改装してOPENし、子供から大人まで幅広い世代の方々を対象に目的に沿った音楽レッスンやイベントを行っています。

歌手であるお母様の姿を一番近くで見て育ち、いつも音楽が身近にある環境に育った明日菜さんは「音楽には人を幸せにする力があるんです」と素敵な笑顔でお話して下さいました。各地で開催されるお母様のコンサートやイベントに幼いころから帯同し、音響設備や楽器の準備、会場受付や写真撮影等の仕事を担当してきたこともあり、裏方として歌手や演奏者が音楽に集中して、一番輝けるようなサポートをすることにやりがいを感じているそうです。

海外生活やホームステイの経験を通じて、日常会話なら英語とスペイン語も大丈夫という国際派の明日菜さんですが、日本の文化も大好きで落語がお気に入りだそうです(おススメは柳家喬太郎師匠!)。これから益々のご活躍を祈念いたします。

(上兼健司編集委員)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹³³〕消費税その21

ガソリン税と軽油税における 消費税の取扱いの相違点

Q ガソリンスタンド（販売店等）で発行された領収書等について、「ガソリン税」「軽油税」がある場合の消費税の取扱いについて教えてください。

A ガソリンや軽油には、それぞれガソリン税（正式には、「揮発油税および地方揮発油税」という）、軽油税（正式には「軽油引取税」という）が課税されますが、これらの税は消費税の取扱いが異なります。

基本的には、「ガソリン税」には消費税が課税されますが、「軽油税」には課税されません。

(1)基本的な考え方

ガソリン税は国税で、納税義務者は製造業者等となります。ガソリン税は販売価格の一部を構成するので、消費税が課税されます。酒税やたばこ税等の考え方と同じです。

一方、軽油税は地方税で、納税義務者は消費者となります。そのため、軽油税は販売価格の一部を構成しないので、原則として消費税が課税されません。入湯税やゴルフ場利用税等の考え方と同じです。

ただし、軽油税額に相当する金額を明確に区分していない場合や販売店等が特定徴収義務者である特約店等（その委託を受けて行う場合を含む）

に該当しない場合は課税対象となります。

簡単な税の仕組みは以下の通りです。

ア．ガソリンの場合

「ガソリン本体価格（ガソリン税を含みます。）」
×「消費税率」

イ．軽油の場合

（「軽油本体価格」×「消費税率」）+ 軽油税

(2)それぞれの仕訳について

ア．ガソリンを給油した場合

車両費 1 / 現金 5,000(税込)ガソリン本体価格+消費税
・全体を課税取引として仕訳する。

イ．軽油を給油した場合（軽油税を1,000円とした場合）

車両費 / 現金 4,000(税込) 軽油本体価格+消費税
車両費 2 / 1,000(不課税) 軽油税部分
・軽油本体価格と軽油税の区分は領収書等を確認し仕訳する。

1 ; 「車両費」以外には「旅費交通費」などの勘定も考えられます。

会社ごとに設定されているガソリン・軽油の勘定科目に従います。

2 ; 「租税公課」でも可。ただし「租税公課」にすると会社として軽油に係った金額を正しく計算できない恐れがありますので、軽油本体価格と同じ勘定科目を使用したほうがよいと考えます。

（税制委員会：忠地祐一、川窪光弘、赤羽博樹
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

松本法人会

部会紹介 シリーズ

第25回

行ってきました! 南東部会

開発と共にその姿を変え

表紙でもご案内した通り、南東部会は松本市の平田、芳川村井、芳川小屋地区をエリアとしています。この地区の特徴としては長年にわたり開発が進み、とりわけ地域の主要道路である国道19号線沿いには様々な業種・形態の新店舗が次々にオープンするとともに、宅地開発、造成も進み市内有数の人口を有する地区となっている点です。住民の交通を支えているのが国道とともにJR篠ノ井線であり、地域内には村井駅と平田駅がございます。2007年の平田駅開業に伴い、周辺に商業施設が開発され新たな人の流れが生まれました。そして2018年には村井駅前に私立高校が移転開学し大勢の高校生や関係者が訪れるようになりました。その他にも村井地区では新しい宅地開発も進んでおり更なる発展が予想されます。

歴史的にこの地域を見てみると、戦国時代がお好きな方に興味を持っていただけそうなものに、村井（小屋）地区にあった村井城（小屋城）が挙げられます。古くはかの木曾義仲の家臣が居住したと伝えられ、その後戦国時代にかけてこの地を

支配した村井氏が居を構えていたそうです。村井氏は信濃守護小笠原氏に仕え長らくこの地を治めていたのですが、戦国時代のスーパースター、お隣甲斐（山梨県）の武田信玄の信濃侵攻に小笠原氏と共に抗う中で、塩尻峠の戦いに敗れ没落してしまいました。村井城は武田氏の手落ち小笠原氏攻略の拠点とされ、次第にその役割・機能を深志城（現在の松本城）に移されていったという歴史が伝わっています。開発と共に様変わりする街並みの中にも、振り返れば様々な歴史があることを感じる事ができました。

（上兼健司編集委員）

南東部会

該当エリア：松本市平田、芳川村井、芳川小屋地区
会員数：161社

部会長：田内光一氏（株田内工務店）

部会長より：会員企業の皆様と共に頑張っていきたいと思います。国道から少し入った場所にも面白いお店や会社もありますので足を延ばしてみれば新しい発見があるかもしれません。

青年部コーナー

第44回通常総会

日時 4月25日（木）午後5：30～9：30

〔通常総会〕 5：30～6：30

2018年度事業報告、および決算報告

2019年度事業計画案、および予算案

役員改選案等

〔租税教育活動関連報告〕 6：40～7：30

〔祝賀会〕 7：40～9：30

会場 アルピコプラザホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

女性部コーナー

第40回通常総会・創立40周年記念式典

日時 4月17日（水）午後4：00～8：30

〔通常総会〕 4：00～4：30

2018年度事業報告、および決算報告

2019年度事業計画案、および予算案

役員改選案

〔記念式典〕 4：50～5：20

〔バレー鑑賞〕 5：30～6：30

本間友美バレースクール

〔祝賀会〕 6：40～8：30

会場 アルピコプラザホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

労務レポート

ハラスメント・メンタルヘルスにかかわる リーダー・管理職教育について

社会保険労務士 高 砂 礼 次



【PEP TALK (ペップトーク)】をご存知ですか。ペップトークはもともとアメリカでスポーツの試合前に監督やコーチが選手を励ますために行っている短い激励のスピーチです。【ペップ】は英語で、元気・活気・活力という意味があります。このペップトークを上手く使えれば管理職の方が部下の方を指導する際に、用いる言葉一つで相手に元気や勇気といったポジティブな影響を与えることも可能です。ポイントとなるのは「相手とイメージを共有する言葉を選び、可能な限り肯定的な表現をすること」です。具体的な考え方を二つご紹介いたします。一つ目は【捉え方の変換】です。事実の捉え方を換え、別の表現に言い換えるというものです。例えば「難しい」という表現を「やりがいがある」と言い換えてみてください。二つ目は【してほしい変換】です。相手にしてほしいことをそのまま伝えます。「失敗するな」ではなく「思い切りやってこい」と伝えます。こうした時に用いる言葉は【ポジティブな言葉】であり、ポイントは【短く】【簡単に】【共有できる】ということです。ただし、このペップトークが大きな効果を上げるためには、前提として両者のベースに信頼関係・健全な人間関係が成立していることが非常に大切なこととなります。

管理職・上司の方は部下を成長させる役目を担っています。しかしながら現在、若手社員にはまじめな方が多いのですが、職場の先輩や上司との会話や相談を苦手としている方も多くなっています。そこで管理職や上司が工夫しながら聞き役に回れると若手社員が成長するきっかけにつながります。若者の力を伸ばすということは気の長い仕事です。ただ、その時に経験した忍耐・辛抱がご自身の成長にもなり、その後ろ姿を部下の方たちも目にすることで信頼関係が強化され、より良い組織として発展していくと信じています。

近年はメンタルヘルスの重要性がさかんに叫ばれ、各企業において管理職の方には対応が求めら

れています。しかしながら日本ではメンタルヘルスという概念がこれまであまりなく、対策や対応も知られていませんでした。過度の仕事のストレスや疲労により、精神的、肉体的にダメージを負う方が増えています。そうなれば一時的あるいは長期間職場から離れざるを得ません。言うまでもなく優秀な社員が突然戦力外となることは組織にとって大打撃になります。医学面で研究が進み様々な症状に対する治療法が確立されていくことも期待されますが、各企業でもメンタルヘルスへの対応が求められています。

すでに一部の企業にはストレスチェックの実施が義務化されております。また、近年問題となっております長時間労働についても、年次有給休暇の取得義務付け等の対策が求められ始めました。この機会にこうした施策と一緒に、メンタルヘルス勉強会や啓蒙活動等を通じて社員の意識改革を併せて実施して、健康なより良い組織を目指していただきたいと思います。

経済のグローバル化や情報化社会の発展に伴い、各企業には自社の利益を追求するだけでなく、消費者や投資家はもちろん、社会全体を視野に入れた経営が求められています。経済に加えて環境・社会など幅広い分野でニーズを捉え、いち早く対応することが企業の競争力強化、持続的発展につながり、その結果、経済全体の活性化やより良い社会づくりが実現されます。様々なことに気を遣う難しい時代ではございますが、経営者や管理職の方々だけではなく、教育により戦力となった全ての従業員の方々が一丸となり、それぞれの企業が持続的な発展を遂げられますよう祈念いたしまして今回のレポートとさせていただきます。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10

TEL・FAX 0263-54-2690

真庭に学ぶ資源循環型社会

日刊工業産業研究所 所長 岡田 直樹

未利用木材などを燃料に使う木質バイオマス発電は、太陽光や風力など他の再生可能エネルギーにはない“地に足の着いた”地域づくりが期待できる。『バイオマス産業都市』を標榜する岡山県真庭市では、豊富な森林資源を生かした木質バイオマス発電が「呼び水」になり、林業活性化や森林保全、雇用創出、観光客の増加など地域経済の好循環を生んでいる。現地を視察し、エネルギー供給と地方再生の未来を先取りしているようにみえた。

市内の木材集積基地には、製材所から出る端材や間伐材を積んだトラックが次々乗り入れてくる。なかには軽トラックで剪定した自宅の庭木を持ち込んでくる住民もいて、事業は地域に根付いている印象を受けた。入口には車両ごと木材の重量を測定するトラックスケールがあり、買い取り額は伝票に記載し、月末などに一括精算する仕組み。集められた木材はチップなどに加工後、隣接する発電所に供給される。燃料の種分けや不正伐採防止のため、伐採から加工までの履歴はQRコードが付いた情報カードで管理している。

事始めは1993年に地元の若手経営者らが立ち上げた勉強会「21世紀の真庭塾（真庭の未来を考える会）」にある。地場産業である製材業や林業の将来像を議論する延長線上で、木質バイオマス発電が具体化へ動き出す。真庭市や地元企業など官民9団体は、2013年2月に「真庭バイオマス発電株式会社」を設立し15年4月から発電を始めた。発電能力は1万^{kWh}で、市内の小・中学校や公民館など公共施設に供給している。

富士通総研の試算によれば、日本の森林蓄積は60億立方^mで、欧州最大のドイツの2倍に近い。戦後復興の乱伐で一時は荒廃するも、その後は植林が継続して行われてきた。だが年間1億8000万立方^m成長する樹木のうち木材に加工される量はごく僅か。同2000万

立方^m発生する間伐材にいたっては大半を利用していない。背景には林業従事者の高齢化や減少、輸入材にコスト面で太刀打ちできないといった構造的な問題がある。

臨海部では大手資本による木質バイオマス発電所が相次ぎ稼働している。発電能力が数万^{kWh}に達する大規模施設もあり、多くは燃料をパームヤシ殻など輸入材に依存する。木質バイオマス発電の『カーボンニュートラルで地域おこしにもなる』という本来の価値に照らせば疑問符が付く。ヤシ殻は輸送時に二酸化炭素を発生するうえ、地元材を使用しないため林業など地場産業の活性化にも繋がりにくい。

真庭では燃料の輸送や加工など周辺事業を含めると50人を超す雇用を生むまでに成長したが、その道のりは平坦ではなかった。木材集積基地の責任者は「木材に石を混ぜ込み、重量を水増しする悪質な業者もいた。注意しても言うことを聞かない業者とは取引を止めた」と創業当時を振り返る。燃料のサプライチェーンを伴う木質バイオマス発電は、事業が軌道に乗るまで“社をつくる”ように多くの手間と時間を要する。

再エネ固定価格買い取り制度（FIT）対象期間終了後の収益モデルをいかに構築し、担い手となる若者の定着をどう促すか。真庭の取り組みは、そうした難しい課題を残しつつも、木質バイオマス発電をテコに再生を目指す地方にとっては手本であり目標になろう。

[筆者紹介]

岡田直樹（おかだ・なおき）略歴 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省などの官庁を担当。デスク、論説委員、論説委員長などを経て、日刊工業産業研究所長。埼玉県出身、59歳。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

安心できると、
新しい未来が見えてくる。



「消費税申告一声運動実施中」

企業保障約37万社[※]

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

※平成29年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

T&D
T&D保険グループ

4月の予定

3日広報委員会・同編集会議 4日税制委員会・同グループ会議 5日研修委員会 8日組織委員会 9日新設法人説明会、青年部新旧正副部長会議 10日女性部新旧正副部長会議 12日正副会長会、役員会 16日厚生委員会 17日女性部総会・創立40周年記念式典 18日決算説明会(松本) 19日決算説明会(塩尻) 24日総務委員会 25日青年部総会 26日監査会

決算説明会(法人税・消費税/3月決算法人対象)

【松本会場】4月18日(木)

10:00～12:00/ 14:00～16:00(2回開催)

キッセイ文化ホール 3階 第一会議室

【塩尻会場】4月19日(金) 14:00～16:00

塩尻市市民交流センター(えんぱーく)4階会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

大同生命保険(株)松本支社人事異動

4月1日付けの人事異動が行われました。まず支社長につきまして平成28年4月から3年間お世話になった小田支社長さんに代わり、望月支社長さんが着任されました。また、平成27年4月から4年間ご担当いただいた中川営業課長に代わり、片山営業課長が着任されました。よろしく願いいたします。

【前任】



小田 隆造 支社長

(新任地：岡山支社)

平成28年4月に着任して3年間、皆様に大変お世話になりました。心

より厚く御礼を申し上げます。

大同生命入社以来32年間、全国各地を平均3年単位で転勤を繰り返してきました。

信州松本で過ごさせていただきました3年間は美しいアルプスの山々、雄大な絶景に恵まれ、また松本城をはじめ歴史上名高い史跡も数多くあり今までで最高に快適なものでした。

素晴らしい環境のなかで、また何よりも温かい人柄の皆さまと接することのできましたこの歳月はとても貴重で、私にとりまして生涯忘れ得ぬ思い出となりました。重ねて感謝御礼を申し上げます。

4月からは岡山県での勤務となります。香川県出身の私には故郷に近いところに異動となりますが、美しいアルプスの山々とすばらしい皆さまとの思い出を大

切にして、頑張ってまいりたいと思います。

最後に、松本法人会さまの今後益々のご発展と、皆様のご多幸、そして「リーグ松本山雅の」J1での優勝を心よりご祈念申し上げます。どうも有難うございました。

【新任】



望月 昭宏 支社長

(前任地：熊本支社)

4月から松本でお世話になります望月と申します。

自身初めての信州勤務となりますが、お人柄がよく風光明媚なすばらしい地と伺い、大変、楽しみにしてまいりました。至らぬことも多々あるかと思いますが、精一杯、この地の会員の皆様のお役に立てますよう頑張ってまいります。どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、2019年度は、2017 - 2018年度に展開いたしました「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」に続き、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」が始まりますが、こちらは、「経営者大型総合保障制度創設50周年」のプレキャンペーンとなります。

また、この4月から、介護状態に備える「介護リリーフ」を会員様向け商品のラインナップに加えましたが、こちらは、法人・個人どちらでもご加入いただける便利な商品となっており、より幅広い範囲で、会員企業の皆様をお守りすることができるようになりました。

私ども大同生命役職員一同は、「会員企業のみなさまをお守りする。」この想いをつなぎ、みなさまとともに歩んでまいります。何卒、引き続きのご貢献を賜りたくお願いいたします。

【新任】



片山 啓 営業課長

(前任地：東東京支社)

この度の異動で、岡崎(営業課長)と共に松本法人会を担当させていただくことになりました片山 啓(かたやま ひろし)と申します。

日本の中心に位置し、産業と自然の調和の取れた信州松本に赴任出来ることを非常に嬉しく思っております。皆様方から諸々ご指導をいただきながら県内を盛り上げていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD デジタルメディアのイラスト
デジタルカメラ
手書きのイラスト
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

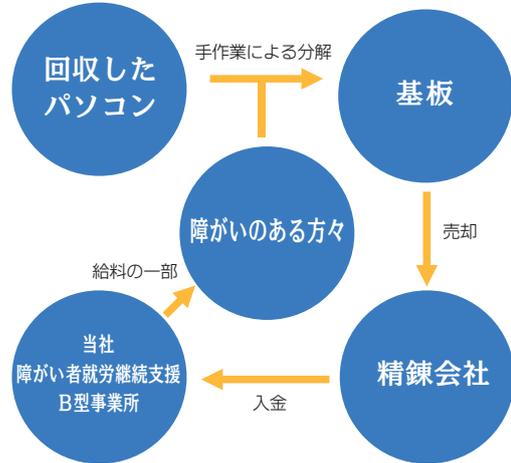
ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

マーメイドタバン元町

無料で

不要なパソコン回収します!

1台でもお伺いします



企業もハッピー、障害のある方々もハッピー

- ・障害のある方々は、分解作業に従事することで、安定した収入を得られます。
- ・企業、個人は不要なパソコンを無料で処分できます。
- ・回収したパソコンは、その場でハードディスクを破壊するので、情報漏洩の心配がありません。

〈問い合わせ〉
障がい者就労継続支援B型事業所 マーメイドタバン元町 (担当:中村)
〒390-0803 松本市元町2-2-15
TEL: 0263-32-0022 (担当:中村)
E-Mail: hoho@me.com



『仁王尊股くぐり祭』



毎年4月の第3土曜日、日曜日に開催されます『仁王尊股くぐり祭』(上波田)が今年20日・21日に行われます。昔はしかが流行ったとき、仁王尊の股の下をくぐったら、はしかが軽く済んだとの故事に習い、県宝にも指定されている「木造金剛力士像(仁王尊)」の股の間を子どもがくぐるという特色あるものです。子どもの健やかな成長を願って毎年多くの家族連れで賑わっております。是非お越しください。(深澤和紀編集委員)

毎年4月の第3土曜日、日曜日に開催されます『仁王尊股くぐり祭』(上波田)が今年20日・21日に行われます。昔はしかが流行ったとき、仁王尊の股の下をくぐったら、はしかが軽く済んだとの故事に習い、県宝にも指定されている「木造金剛力士像(仁王尊)」の股の間を子どもがくぐるという特色あるものです。子どもの健やかな成長を願って毎年多くの家族連れで賑わっております。是非お越しください。(深澤和紀編集委員)

川柳コーナー
平成の最後の月よ
穏やかに
投票に行かなきゃ何も変わらない
幼子の「むかし」は親の「このあいだ」
新米

あしがき

今年は今上天皇が退位され、皇太子様が新しい天皇になられる記念の年で、元号も『平成』から新しい元号に代わります。『平成』を振り返り、また『阪神淡路大震災』『新潟中越地震』、中でも沢山の犠牲者が亡くなった先月の3月11日『東日本大震災』、また震度7の揺れが2回もあった『熊本地震』、北海道で発生した『北海道胆振地震』、や西日本での台風、集中豪雨の被害など多くの災害にみまわれたことは記憶に残っていると思います。皆さんはどうですか? いざという時の備えをされていますか? ここ長野県でも中部・北部の地震がありました。『災害は忘れたころにやってくる』、忘れる間もなく次々に災害が起こる昨今、警鐘が鳴らされております。『南海トラフ地震』も明日起きるかもしれません。元号が変わるこの時に、大切な家族を守るために今一度、御家族でいざという時どうすればよいか話し合ってみてはどうでしょうか。

(深澤) (本号編集委員) 上兼健司 深澤和紀



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社